

経営継続補助金



○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

○対象者 **農林漁業者（個人・法人）**

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受けることが必要です。

○補助上限額

| | |
|-------------|----------------|
| ・単独申請 | 150万円 |
| ・グループ（共同）申請 | 1,500万円 |

< 補助の対象となる経費 > （単独申請の例）

① 経営継続に関する 取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**

補助上限額 **100万円**

② 感染拡大防止 の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**

補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



発情発見装置



農薬散布用ドローン



果実等自動選別機



野菜苗移植機



漁船用高機能無線機

「支援機関」が農林漁業者の申請や事業の実施をサポートします。

「支援機関」に指定される予定の機関

- 農協・農業協同組合連合会
- 森林組合・森林組合連合会
- 漁協・漁業協同組合連合会
- 農業経営相談所
- 6次産業化サポートセンター

スケジュール (予定)

- ★申請開始 6月29日
- ★一次受付締切

| |
|---------------------|
| ※ J Aにおいて支援を希望される場合 |
| 7月●日(農業者→J A×切) |
| (締切日はJ Aにご確認ください。) |
| 7月22日(J A→道中央会×切) |
- 7月29日(補助金事務局提出期限：当日消印有効)
- ★採択通知 8~9月頃
- ★実績報告期限 R3年1月末

<北海道内支援機関問い合わせ先> 支援機関: JA及び北海道農業経営相談所等

◆JAにおいて支援を希望される方は、お近くのJA営農担当へご連絡ください。

◆北海道農業経営相談所において支援を希望される方は、以下へご連絡ください。

住所: 〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 道通ビル6F

TEL: 011-522-5579 FAX: 011-271-3776 (公益財団法人北海道農業公社 農業経営相談室)

◆林業及び水産業に携わる方々は、補助金事務局HPに掲載の支援機関にご相談ください。

注1: 補助金申請を希望される方は、まずは「公募要領」及び「申請手続きガイダンス」をお読みください。

注2: 支援機関については順次追加更新されますので、以下のアドレスからご確認ください。

※「支援機関一覧表」、「公募要領」及び「申請手続きガイダンス」は以下のサイトからご確認ください。

補助金事務局特設サイトHP: <https://keieikeizokuhojokin.info/index.html>

「支援機関一覧表」は随時更新されます。

【このチラシに関するお問合せは】

北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課 011-330-8809 (廣瀬・立石)